

低圧電気取扱業務特別教育

学科＋実技 1 時間（開閉器の操作のみの業務）

安衛法第 59 条の定めるところにより、安衛則第 36 条に該当する低圧電気取扱業務に労働者を従事させる場合、事業者は自らの責任において特別教育規程に基づいた「電気取扱業務に係る特別教育」を実施しなければならないことになっています。

当協会は、事業者に代わって教育を実施するものですが、実技については「開閉器の操作のみの業務」1 時間行います。

したがって、「低圧の活線作業及び活線近接作業の業務」については、この教育の他に事業者から実技教育を受けて、法で定める教育（実技教育 7 時間以上）を修了する必要があります。

（＊低圧とは、交流にあっては 600V 以下、直流にあっては 750V 以下である電圧をいう。）

（安全衛生法第 59 条 安衛則第 36 条第 4 号）

1. 受講資格 特に制限はありませんが、18 歳以上でなければ当該業務に就かせることはできません。

2. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会 場	定 員
令和 8 年 11 月 5 日(木) 8 時 40 分より (受付 8 時 20 分より)	松江市北陵町 1 ソフトビジネスパーク島根 内 テクノアークしまね 4F 大会議室	50 名

※申込人数により中止する場合があります。

3. 科目・時間割 <学科 7 時間・実技 1 時間（開閉器の操作の業務のみ）>

科 目	時 間 割
オリエンテーション	8:40 ～ 8:50
低圧の電気に関する基礎知識	8:50 ～ 9:50
<休 憩>	9:50 ～ 10:00
低圧の電気設備に関する基礎知識(休憩 10 分含む)	10:00 ～ 12:10
《昼食・休憩》	12:10 ～ 13:00
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	13:00 ～ 14:00
<休 憩>	14:00 ～ 14:10
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(休憩 10 分含む)	14:10 ～ 16:20
<休 憩>	16:20 ～ 16:30
開閉器の操作の業務（実技）	16:30 ～ 17:30
<休 憩>	17:30 ～ 17:40
関係法令	17:40 ～ 18:40

4. 受講料・テキスト代（消費税率 10%税込） ※インボイスは領収証発行で対応します。

受講者の別	区 分	受講料	テキスト代	計
会 員 事 業 場 の 受 講 者		8, 8 0 0 円	7 7 0 円	9, 5 7 0 円
そ の 他 の 受 講 者		1 2, 1 0 0 円	7 7 0 円	1 2, 8 7 0 円

振込の場合（振込手数料は、振込人の負担）は、下記の口座に受講料（テキスト代を含む）をお振込み後、必ず受講申込書裏面に振込金受取書の写しを添付のうえ下記郵送先へ郵送してください。なお、複数の講習の申込みについては、まとめて振込むことができます。（HP 掲載メニュー「**受講料等合算振込の内訳書**」を添付の上受講申込書を一括して送付してください。）

【振込先】

山陰合同銀行 松江駅前支店 普通預金 2144428

（口座名） シャ)シマネロウトウキョウキョウカイ
一般社団法人 島根労働基準協会

5. 申込方法・注意事項

別紙受講申込書によりお申込ください。

別欄「受講申込手続き等」をご覧ください。（<https://www.shima-roukikyo.or.jp/school/kousyu/>）
仮申込として、事前に受講申込書を FAX していただくこともできます。（WEB 予約も可能）

1 4 日以内に申込手続き（受講料の支払、申込書等の原本提出）をお願いします。

なお、仮申込みを取り消す場合は必ず当協会へご連絡ください。

*開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

6. 携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

実技講習の際は、実技作業が可能な服装(作業服・長袖)とします。

7. 修了証の交付

受講修了者には所定の「特別教育修了証」を交付します。

8. 本人確認について

受講当日に本人確認のため次のいずれかを持参してください。「自動車運転免許証、マイナンバーカード（表面）、公の機関が証明した資格証明書（衛生管理者免許証など）」

外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を持参してください。

9. お問い合わせ先

〒690-0825 松江市学園一丁目 5 番 3 5 号
一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0 8 5 2 - 2 3 - 1 7 3 0 FAX 0 8 5 2 - 2 3 - 1 7 8 8)

